

りでない。

2. 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、元請負人と下請負人が協力してその処理解決にあたる。

(天災その他不可抗力による損害)

第35条 天災その他不可抗力によって、工事の出来形部分、現場の工事仮設物、現場搬入済の工事材料又は建設機械器具（いずれも元請負人が確認し、かつ元請負人が必要と認める検査に合格したものに限り。）に損害を生じたときは、下請負人は事実発生後速やかにその状況を元請負人に通知する。

2. 前項の損害について、元請負人と下請負人が協議して重大なものとも認め、かつ、下請負人が善良な管理者の注意をしたと認めるものは、元請負人がこれを負担する。この場合における元請負人の負担額は、元請負人と下請負人が協議して定める。

3. 第1項の規定により、元請負人が損害を負担する場合において、保険その他損害をてん補するものがあるときは、その額を元請負人の負担額から控除する。

4. 天災その他の不可抗力によって生じた損害の取片づけに要する費用は、元請負人と下請負人が協議のうえそれぞれの負担額を定める。

(検査及び引渡し)

第36条 下請負人は、工事が完成したときは、その旨を書面に元請負人に通知する。

2. 元請負人は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく下請負人の立会うえ工事の完成を確認するための検査を行う。この場合、元請負人は当該検査の結果を書面に下請負人に通知する。

3. 元請負人は、前項の検査によって工事の完成を確認した後、下請負人が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに工事目的物の引渡しを受ける。

4. 元請負人は、下請負人が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払手続き完了と引換に工事目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、下請負人は、直ちにその引渡しをする。

5. 下請負人は、工事が第2項の検査に合格しないときは、遅滞なくこれを修補して元請負人の検査を受ける。この場合においては、修補の完了を工事の完了とみなして前4項の規定を適用する。

6. 下請負人が第3項の引渡しを申し出たにもかかわらず元請負人が受けないときは、引渡しまでに要する費用は元請負人が負担する。

(部分使用)

第37条 元請負人は、前条第3項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を下請負人の同意を得て使用することができる。

2. 前項の場合においては、元請負人は、その使用部分を適切な管理をもって使用する。

3. 元請負人は、第1項の規定による使用により、下請負人に損害を及ぼし又は下請負人の費用が増加したときは、その損害を賠償し又は増加費用を負担する。この場合における賠償額又は負担額は、元請負人と下請負人が協議して定める。

(部分引渡し)

第38条 工事目的物について、元請負人が設計図書において工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合において、その部分の工事が完了したときは、第36条の「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、第42条の「請負代金」とあるのは「指定部分に相応する請負代金」と読み替えてこれらの規定を準用する。

(請負代金の支払方法及び時期)

第39条 約款に基づく請負代金の支払方法及び時期については注文書の定めるところによる。

2. 元請負人は、注文書の定めにかかわらず、やむを得ない場合には下請負人の同意を得て請負代金支払の時期又は支払方法を変更することができる。

(前払金)

第40条 下請負人は、注文書の定めるところにより元請負人に対して請負代金についての前払いを請求することができる。この場合、元請負人は、下請負人に対して担保の提供を求めることができる。

(出来高払)

第41条 下請負人は、出来形部分並びに工事現場に搬入した工事材料〔及び製造工場等にある工場製品（監督員の検査に合格したものに限り。）に相応する請負代金相当額の9／10以内の額について、注文書の定めるところにより、その出来高払を請求することができる。〕

2. 下請負人は出来高払を請求しようとするときは、その請求に係る工事の出来形部分、工事現場に搬入した工事材料〔又は製造工場等にある工場製品〕の確認を求め、この場合において、元請負人は、その確認を行い、その結果を下請負人に通知する。

3. 元請負人は、第1項の規定による請求を受けたときは、注文書の定めるところにより出来高払を行う。

4. 前払金の支払をうける場合においては、第1項の請求額は次の式によって算出する。

$$\text{請求額} = \frac{\text{請負代金額} - \text{受領済前払金額}}{\text{請負代金額}} \times \frac{9}{10}$$

5. 第3項の規定により出来高払金の支払があった後、再度出来高払の請求をする場合においては、第1項及び第4項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額からすでに出来高払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

(引渡し時の支払)

第42条 下請負人は、第36条第2項の検査に合格したときは、引渡しと同時に書面をもって請負代金の支払を請求することができる。

2. 元請負人は、前項の規定による請求を受けたときは、注文書の定めるところにより、請負代金を支払う。

(出来高払金等の不払に対する下請負人の工事中止)

第43条 下請負人は、元請負人が前払金又は出来高払金の支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を求めたにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。この場合において、下請負人は、遅滞なくその理由を明示した書面をもってその旨を元請負人に通知する。

2. 元請負人は、前項の場合において、下請負人がその工事の続行に備え、工事現場を維持し又は作業員、建設機械器具等を保持するための費用その他施工の一時中止に伴う損害を補償する。この場合における補償額は、元請負人と下請負人が協議して定める。

(契約不適合責任)

第44条 元請負人は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であり、その契約不適合が下請負人の責めに帰すべき事由により生じたものであるときは、下請負人に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完（工事目的物の範囲に限る。）を請求することができる。

2. 前項の場合において、下請負人は、元請負人に不相当な負担を課するものでないときは、協議により元請負人が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

3. 第1項の場合において、元請負人が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、元請負人は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金減額を請求することができる。

- 履行の追完が不能であるとき。
- 下請負人が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、下請負人が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
- 前3号に掲げる場合のほか、元請負人がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(立替払い及び相殺)

第45条 下請負人又は再下請負人が資金等の支払いを遅延し、元請負人が下請負人に対しその支払いを催告してもなお支払わないときは、元請負人は、当該労働者等からの書面による申出により、これを立替払いすることができる。ただし、原則として事前の下請負人から事情を聴取する。

2. 元請負人は、前項により下請負人又は再下請負人の不払い資金等の立替払いをしたときは、これを下請負人に対する立替金として処理することができる。

3. 元請負人が、下請負人の代わりに支払った立替金、その他元請負人が下請負人より支払いを受けるべき金銭債権等は、元請負人は下請負人に対する工事支払金と相殺することができる。

(元請負人の損害賠償請求等)

第46条 元請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして下請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 下請負人が工期内に工事を完成することができないとき（第29条の規定により工期を変更したときを含む。）
- この工事目的物に契約不適合があったとき及び契約不適合により損害が生じたとき。
- 第49条又は第50条の規定により、この契約が解除されたとき。
- 前3号に掲げる場合のほか、下請負人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2. 前項の場合において、賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。ただし、同項第一号の場合においては請負代金額から出来形部分に相当する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額とする。

(下請負人の損害賠償請求等)

第47条 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして元請負人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 第52条及び第53条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- 前号に掲げる場合のほか、元請負人が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2. 第40条、第41条第3項又は第42条第2項（第38条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、下請負人は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、第40条の規定による請負代金にあっては年10パーセント、第41条第3項又は第42条第2項の規定による請負代金にあっては年10パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを元請負人に請求することができる。

(元請負人の任意解除権)

第48条 元請負人は、工事が完成しない間は、次条及び第50条に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

2. 元請負人は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより下請負人に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。この場合における賠償額は、元請負人と下請負人とが協議して定める。

(元請負人の催告による解除権)

第49条 元請負人は、下請負人が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 下請負人が第13条第4項の報告を拒否したとき又は虚偽の報告をしたとき。
- 下請負人が正当な理由がないのに、工事に着手すべき時期を過ぎても、工事に着手しないとき。
- 下請負人が工期内又は工期経過後相当期間内に工事を完成する見込がないと明らかに認められるとき。
- 正当な理由なく、第44条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 前各号に掲げる場合のほか、下請負人がこの契約に違反したとき。

(元請負人の催告によらない解除権)

第50条 元請負人は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 下請負人が第13条第1項の規定に違反して、請負代金債権を譲渡したとき。
- 下請負人が第13条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該工事の施工以外に使用したとき。
- 下請負人がこの契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができない

ものであるとき。

5. 下請負人がこの契約の目的物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

6. 下請負人の債務の一部の履行が不能である場合又は下請負人がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

7. 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、下請負人が履行をしないでその時期を経過したとき。

8. 前各号に掲げる場合のほか、下請負人がその債務の履行をせず、元請負人が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

9. 第52条又は第53条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(元請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第51条 第49条各号又は前条各号に定める場合が元請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、元請負人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(下請負人の催告による解除権)

第52条 下請負人は、元請負人がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(下請負人の催告によらない解除権)

第53条 下請負人は、次の各号のいずれかに該当する理由のあるときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 第26条第1項の規定により工事内容を変更したため請負代金額が十分の六以上減少したとき。
- 第26条第1項の規定による工事の施工の中止期間が二分の一または6ヵ月を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3ヵ月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- 元請負人が請負代金の支払い能力を欠くと認められるとき。

(下請負人の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第54条 第52条又は前条各号に定める場合が下請負人の責めに帰すべき事由によるものであるときは、下請負人は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(解除に伴う措置)

第55条 工事の完成前にこの契約が解除されたときは、元請負人は、工事の出来形部分及び出来高払の対象となった工事材料の引渡しを受ける。ただし、その出来形部分が生じた設計図書に適合しない場合は、その引渡しを受けないことができる。

2. 元請負人は前項の引渡しを受けたときは、その引渡しを受けた出来形部分及び工事材料に相応する請負代金を下請負人に支払う。

3. 前項の場合において、第40条の規定による前払金があったときは、その前払金の額（第41条の規定による部分払をしているときは、その出来高払において償却した前払金の額を控除した額）を同項の出来形部分及び工事材料に相応する請負代金額から控除する。

4. 前項の場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、下請負人は、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、年10パーセントの割合で計算した額の利息を付して元請負人に返還する。ただし、当該契約の解除が第48条第1項、第52条及び第53条の規定によるものであるときは、利息に関する部分は、適用しない。

5. 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については元請負人及び下請負人が民法の規定に従って協議して決める。

(原状回復義務)

第56条 この契約が工事の完成前に解除された場合においては、元請負人及び下請負人は第48条第2項及び前条によるほか、相手方を原状に回復する。

(契約不適合責任期間)

第57条 元請負人が、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができる期間は、下請負人から第36条第3項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において「引渡し」という。）を受けた日から、元請負人が注文者に工事目的物を引渡しした後2年を経過するまでとする。

2. 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、元請負人が下請負人に対し、契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

3. 元請負人が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を下請負人に通知した場合において、元請負人が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

4. 元請負人は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

5. 前各項の規定は、契約不適合が下請負人の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、契約不適合に関する下請負人の責任については、民法の定めるところによる。

6. 民法第637条第1項の規定は、前項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間については適用しない。

7. この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

(契約終了の効果)

第58条 この約款が失効又は解除された場合においても、そのときに現存する約款に基づく個別契約については、当該個別契約の終了のとき迄、約款の各条項はその効力を失わない。

(紛争の解決)

第59条 約款の各条項において、元請負人と下請負人が協議して定めるものにつき協議が整わない場合、その他個別契約に関して元請負人と下請負人に紛争が生じた場合には、元請負人又は下請負人は、当事者の双方の合意により選定した第三者、又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）の斡旋又は調停により解決を図る。

(審査会の仲裁)

第60条 元請負人又は下請負人は、前条の斡旋又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁人に対し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第61条 約款において書面により行わなければならないこととされている承諾、通知、催告、請求等は、建設業法その他の法令に違反していない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(協議)

第62条 注文書並びに約款に定めのない事項については、必要に応じ元請負人と下請負人が協議して定める。